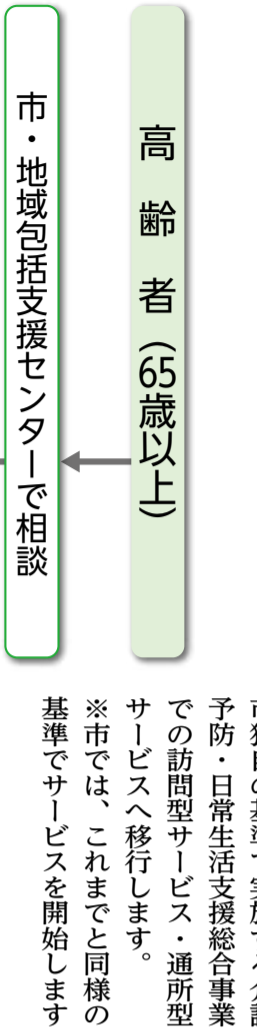


2月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります



岡高齢者福祉課 ☎(50)1208



何が変わる？

■介護予防・生活支援サービスは市の事業として実施します

要介護認定の要支援1や2の人が利用する介護予防サービスのうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)の2つを、全国一律に基づくものから、市独自の基準で実施する介護予防・日常生活支援総合事業での訪問型サービス・通所型サービスへ移行します。

※市では、これまでと同様の基準でサービスを開始します

サービス利用に新たな方法が加わります

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスは、これまで通りに要支援1・2の認定を受ける方法のほかに、基本チェックリストを受けて、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と決定されることでも利用が可能となります(地域包括支援センター職員によるサービス利用のためのプラン作成は必要です)。

※訪問型サービス・通所型サービス以外の通所リハビリ、訪問看護、福祉用具のレンタル、ショートステイなどを利用するには、要介護(要支援)認定を受けることが必要です

※要介護認定の要介護1から5の人の、介護保険サービス利用方法は従来と変わりがありません

高齢者の生活を支える地域づくりのために

介護予防・日常生活支援総合事業は、団塊の世代の皆さんが75歳を迎える2025年に向けて、高齢者の生活を支えるサービスや介護予防の活動を充実させていく取り組みです。今後は、介護サービス事業所によるサービスに加え、多様な担い手(NPO・住民など)によるサービスづくりを行うなど、高齢者の皆さんが安心して生活できる地域づくりを目指していきます。

あなたの意見をお聞かせください

市では、基本的な政策などを策定する際に、その案を公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う「パブリックコメント制度」を実施しています。この制度に基づき、意見を募集します。

香取市公共施設等総合管理計画(案)

計画の概要
平成26年4月、総務省から全国の市町村に、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

今後、人口減少により公共施設などの利用需要が変化していくことが予想されます。「香取市公共施設等総合管理計画」はこのことを踏まえ、公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を行うことを目的とした計画です。

募集期間
1月22日(金)～2月12日(金)

資料の公表
財政課(4階)、市役所・各支所1階情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページでも閲覧できます。

提出方法
氏名・住所・電話番号を明記の上、財政課まで持参するか、郵送、ファクス、メール



岡財政課 ☎(50)1207

就学通知書を送付します



岡学校教育課 ☎(50)1239

新入学児童・生徒の保護者宛てに、就学通知書を送付します。就学通知書には、入学する学校名および入学式の日時などが記載されています。入学式には、必ずこの通知書を持参してください。

なお、入学児童・生徒のいる家庭で、次のような場合には学校教育課に問い合わせください。

- ◇1月末までに就学通知書が届かない
- ◇入学までに転出・転居・その他の異動事項がある
- ◇私立の小・中学校へ入学する

のいずれかで提出してください(電話での応募は不可)。

用紙は、各閲覧場所に設置してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

提出先
財政課
〒287-8501
佐原口2127
☎(52)4566
✉kanzai@city.katori.lg.jp